

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和7年12月5日（金）

開会（午前9時0分）

【議事】

○議案第138号「弥生町歩道橋長寿命化工事請負契約締結について」

【補足説明】なし

【質疑】

中毅志委員 長寿命化という名のごとくこれからも長く使っていきたいという話だ
と思うが、工事内容について、現状維持を意味する工事内容なのか、少し
工夫をされたのか確認したい。

村上道路維持 課長 弥生町歩道橋につきましては、昭和55年に設置され、45年経過して
いる歩道橋でございます。こちらにつきましては経年劣化等により補修が
必要な状況でございまして、令和3年度に橋梁の点検をさせていただきました。
その結果、早期措置段階と申しまして、道路橋りょうの機能に支障
が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態でありました。そうし
たことから、橋梁に関して、地域の方に廃止も含めていろいろな意見をお
伺いしたところ、やはりこの歩道橋に関しては、児童生徒が通学路など
で利用されており、また、周辺に国立障害者リハビリテーションセンター
等の施設がございますので、利用者の方々も利用されているといったこと

から存続の声をいただきました。また、令和4年には、どれぐらい利用されているのかということを調査させていただきました。令和4年9月に朝7時から夜7時までの12時間調査したところ、1日あたり約900人の利用者がございました。このようなことから、廃止も含めての検討ではありましたが、その後、設計をいたしまして、長寿命化するために今回工事を発注し、仮契約に至った状況であります。

中毅志委員 1日900人ぐらい利用されているということで、多くの方に利用されているという話であったと思うが、自治会や地元住民にはどんな形で話をお聞きしたのか。

村上道路維持
課長 令和4年には、この歩道橋を多く利用されている美原小学校、美原中学校、PTAの方々にお話させていただきました。また、国リハにもお声を聞きにお伺いしました。

それとは別に、令和7年9月に補正予算をいただいた後にお話をさせていただいて、国リハとは3回ほどお声を聞き、協議をさせていただいたところです。本来であれば、工事契約締結後のお話なのかもしれないですが、事前にお話は一部いただいているところでございます。

中毅志委員 利用者もいらっしゃるし、地域住民の方も望んでおられるという話で理解できた。そもそも昭和55年に設置された理由について何か残っている

	ものはあるのか。
村上道路維持 課長	残っているものとしましては、橋りょう台帳ということで、今ある施設がどういった構造かという記録は残っています。ただ、設置理由については残っておりませんが、基本的には基地周辺整備の一環の中で、近くに交差点が2か所ございますので、渋滞等を考慮し横断歩道橋を設置したものと認識しております。
中毅志委員	最近、工事だと物価高による工事金額の値上がって結構出てくるが、契約書の文章の中には、物価高に対応する何か文言等はあるのか。
村上道路維持 課長	当然、市の発注工事の契約全てにおいて、そういう物価高騰による資材の値上げ等があった場合、事業者と市側と協議し、相応分については支払うという契約になっております。その算定式については埼玉県の物価スライドに基づいて算出して契約変更といったことになります。
山口浩美委員	議案資料ナンバー1の144ページ、4の工事内容の記載についてだが、(1)橋面補修工について、議場での質疑で長寿命化ということで仕様について変更はないとの答弁があったが、建設から45年経過しており、建材の進歩もあると思う。塗装面の材料や塗膜塗替工と関連する塗装に使用する塗料は、長寿命化の観点からどのようなものを使用するのか。

村上道路維持 課長	議案資料ナンバー1の147ページをご覧ください。こちらは塗膜塗装工の内訳でして、特に右側の表の3行目、防食下地（有機ジンクリッヂペイント）と表示されております。こちらについては、一度、塗装を剥がして下地としてペイントする塗料なんですが、こちらは特殊な塗料で、鋼材の防食を防ぐ機能が高いものとなっております。これにより、表面の塗装がある程度剥がれても錆が広がらないというような効果が期待できる塗装です。
山口浩美委員	歩道上の照明が一部少し暗いという箇所があるということを伺っている。照明の更新や照明の追加などは実施されるのか。
村上道路維持 課長	既存の照明灯については、LED灯に更新したものとなります。箇所数ですが、橋上に6か所、橋の下に2か所あります。この周辺8か所あります。今回の工事については、既に交換されたLEDであるために更新等する予定はありませんが、例えば、仮設で囲ってしまい一部暗くなってしまう場合は、業者と協議し対応するような検討をいたします。
山口浩美委員	仮設工について伺うが、駅側の松葉町側の歩道はとても道が狭くなっている。ここに足場の設置をされると思うが安全対策、迂回路を設置するのか、交通誘導員を配置するのか伺いたい。

村上道路維持
課長 松葉町側の歩道の幅員ですけれども、横断歩道橋があるために、現況では歩道幅員が狭いところで2mぐらいです。2mのところに足場をかけてしまうので幅が1m50cmぐらいなってしまい、幅が狭くなりますことから、工事中等につきましては、交通誘導等を配置する、また、夜間については点滅灯等を設置させていただいて安全を図るといったことを考えております。

既存のスロープ部分は全部囲ってしまいますが、階段部分は一部まだ囲わない部分があり、そちらは今回工事を発注してもお使いいただける階段がございますので、そちらをご通行いただく考えであります。

山口浩美委員 この大きな歩道橋の直下には、市道3-851号と市道3-490号が通っており、多くの車両通行がある。工事の影響での渋滞防止策と歩道橋上からの資材の落下などの防止、この点の安全対策はどのように進めていかれるのか。

村上道路維持
課長 まず、資材の落下については、先ほど申し上げたとおり、歩道橋自体を全て囲ってしまいます。したがいまして、そこから落下物が車道や歩道に落ちるという可能性はまず低いものと認識しております。

続いて、渋滞防止策について、基本的に車道に関しては通行を妨げるような工事はしない予定でございますけれども、例えば、工事中の看板など

もありますので、そういういた脇見、それで発車が遅れることによる渋滞も考えられます。そちらについては、工事業者や警察等々と協議いたしまして、そういういた渋滞が多く発生する場合には協議し何らかの対策を講じていきたいと考えております。

大館隆行委員

この長寿命化あと何年ぐらい持たせようということなのか。

村上道路維持
課長

具体的な数字はお示しできませんけれども、鉄鋼材が本来ですと四、五十年ということですが、塗り替えたとか腐食防止をすることによって当然5年、10年でなくともう少し長い期間お使いいただけると考えております。

大館隆行委員

この塗装について、例えば普通の住宅だと10年間保証とかよくうたわれるが、こういう公共事業だと例えば5年間は大丈夫です、保証しますとかそういうのはあるのか。

村上道路維持
課長

保証について具体的な数字は申し上げられませんが、当然、工事完成後1年間、瑕疵というかそういうものが出来た場合には事業者と協議させていただき直していただきます。ただ10年間ぐらいですと、先ほどお話をありましたとおり、家の外壁なども10年サイクル、15年サイクルですので、大体それで普通の塗装ですと剥げてしまったり、劣化が進んでしま

うという認識がこちらにもございますので、5年に1回の定期点検の中で確認を行っていき、劣化や腐食等がありましたら補修していきたいと考えております。

島田一隆委員 工事中は通行可能なのか。

村上道路維持 課長 議案資料ナンバー1 の 147 ページでお示しした色を塗った箇所は通行できません。それとは別に階段が一部ありますと、そちらについては今回の工事範囲に入っておりませんのでご通行いただけます。しかしながら、こちらは来年度以降、工事を予定しているところですので、こちらの工事が決まりましたら、こちらの部分については通れなくなる可能性があります。

島田一隆委員 約900人利用されているとのことだが、通れない間、例えば松葉町の生徒が美原小学校や美原中学校に行くとき、また国リハに行くときなど、どんなルートで行くのか例をお示しいただきたい。

村上道路維持 課長 まず、松葉町側の生徒が美原小学校に行く場合の例でございますけれども、既存はスロープを登っていくようなイメージだと思いますが、それが通れなくなりますので、新所沢跨道橋通りのコンビニ前の横断歩道か、松葉通りとの交差点の横断歩道をお通りいただく形となります。

続いて、国リハに行く場合は、こちらについても同様に松葉通り側から交差点を渡っていただけましたら、既存の階段を使って国リハに入ります。それとは別に、美原小学校前交差点のほうまで行く場合にはそこを渡っていただき、一部戻るような形で通行いただければと考えております。

島田一隆委員

昨日の質疑でもあったが、車椅子利用者について、暫定的にスロープ部分がなくなり階段のみになってしまふが、その辺の対応だとか、迂回路をお知らせする必要もあるかと思うがその辺の対応についてはいかがか。

村上道路維持
課長

車椅子利用者を考えるにあたっては、私どもも検討しまして、国リハの利用者の方、職員の方とお話をさせていただいております。最近ですと車椅子利用者よりも白杖利用者のお話が国リハからは多く出てきます。その中で点字ブロックを仮設でもいいから交差点までつけてほしいというお話をいただいているところでございますので、こちらについてはできる範囲で対応していきたいと考えております。

花岡健太委員

弥生町の長寿命化工事に関して、以前、ロードヒーティングなどの撤去の予算を認めている。その工事を令和7年1月上旬から令和8年1月下旬まで行っているわけだが、今回の工事は令和9年3月31日までに工期が終わると議案書に書いてある。今、ホームページを見るとこのロードヒーティングの撤去の工事に関して、工事期間、工事時間、交通規制等市民

に知らせている。今回の工事に関しても同様にホームページで公表することになると思うが、どういった公表内容になるのか。

村上道路維持課長 ロードヒーティングに関しましては、令和7年度の当初予算でお認めい
ただき、今工事を実施中でございます。

今回、弥生町の歩道橋のホームページ等の公表ですけれども、お認めい
ただいて本契約に至った際には、まず地域のまちづくりセンターに工事を
行う旨の周知をさせていただきます。と同時に自治会等にも工事の案内を
させていただきます。さらに小学校、中学校、国リハ、こうしたところに
も具体的に工事期間を示した内容でお知らせをさせていただきます。

花岡健太委員 ホームページについてはいかがか。

村上道路維持課長 ホームページについては、当然大規模工事でございますし、たくさんの
方にご覧いただけますので活用いたします。ホームページでは通行できな
い期間等を含めてお知らせしてまいりたいと考えております。

中毅志委員 昨日の質疑の中で、車椅子の方が通行する場合に、長いスロープなので
後ろへ下がってしまう危険性もといった話があった。地域住民にも話を聞
かれたということだったが、健常者の方が多いのかなと思う。車椅子を利
用されている方にも、その辺の話は聞かれているのか。

村上道路維持
課長 車椅子の方も当然国リハにはいらっしゃいますので、その方々にはお話を聞いております。その中で、昨日のスロープ等についての具体的なお話は出ていないような状況ですが、今後お話を進める中で、そういう要望等もあるかもしれませんので、その辺はお聞きしてまいりたいと考えております。

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

川辺浩直委員長 議案第138号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第144号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質疑】なし

【意見】なし

【採決】

川辺 浩直 委員

長

議案第144号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第145号「市道路線の廃止について」

【補足説明】なし

【質疑】

花岡健太委員

市道の売払いということで、売払い区画の算定方法や、それが適正なのかというのはどうのように考えているか。

山田建設総務
課長

売払いの価格につきましては、今回廃止をお認め頂いた後に、鑑定のほうを取らせていただきまして、金額を決めさせていただきます。

花岡健太委員

今回どのような理由で売払いを行うのか。また、近隣住民の意見としては、廃止しても良いというような同意は出ているのか。

山田建設総務
課長

今回の売払いにつきましては、近隣の地権者からの売払いのご要望をいただきまして、その後、近隣の地権者及び地元自治会から同意をいただいているります。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

川辺浩直委員
長

議案第145号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前9時28分）

（説明員退室、休憩中に協議会を開催）

再開（午前9時45分）

○請願第2号「除去土壤持ち込みを規制する条例の制定を求める請願」

花岡健太委員

参考人を呼んで、意見をお聞きしたい。

川辺浩直委員

長

ただいま、花岡委員から、請願第2号につきましては、参考人として村上三郎氏の出席を求め、意見を伺いたいとの動議が提出されました。
お諮りいたします。請願第2号については、本日の審査をここまでとし、
12月8日に委員会を開催し、地方自治法第109条第5項の規定に基づ
き、参考人として村上三郎氏の出席を求め、意見を伺いたいと思いますが、
これに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少數)

川辺浩直委員

長

挙手少數であります。よって、参考人の出席を求めないことに決しました。

【質 疑】

花岡健太委員

今年の4月23日に、所沢市の環境対策課宛に環境省からメールが来て
ると思う。そのメールが再生利用事業を終了断念したという事実はありま
せんといった旨のメールが来ているんですけども、まずこのメールの内
容について説明いただきたい。

三浦環境対策

今、手元に資料はありませんが、たしか復興再生事業に関する新聞報道

課長 か何かがあって、環境省が言いたかったこととしては、この新聞記事というものが令和4年度に実証事業を行う業務として、令和4年度の除去土壤の再生利用実証事業を発注し、令和4年度末までの契約でありましたが繰越を行って令和5年度末までに契約を延長した。この契約が2024年3月に終了しているということが記事になったといったことなので、福島県外での除去土壤の再生実証事業自体のことについて、特に終了したとかそういった事実を言っていることではない、ということです。

花岡健太委員 本請願に関しては、除去土壤再生利用事業が所沢市域において行われる可能性が強まっていることに懸念を抱いていると、そのような理由の一つに挙げられているわけだが、内閣府が出した福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップの復興再生利用の推進の中に所沢市が対象として含まれているのか、ここについて確認させてほしい。

三浦環境対策
課長 ご案内にありましたロードマップの表の2段目になりますが、霞が関の中央官庁以外にある各府省庁での庁舎等での率先した事例の創出といったところで、分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等といったところが入ってますので、今おっしゃっていたのは環境省の環境調査研修所のことだと思いますが、そこはこういった類いの建物と同じものと考えられますので、可能性としてはあるものと考えています。

花岡健太委員

その実証事業を断念していませんというメールが所沢市宛てに来ている。また内閣府が発表しているこの復興再生事業の推進に関するロードマップの中に所沢市を踏まえているというところで、私はこの請願の理由である可能性が強まっているということに関して、そのとおりだというふうに考えているが、所沢市としてはその辺に関してどのような認識を持っているのかというところ、またこのメールの中には「ご不明な点がございましたらご連絡ください。いただければ幸いです」と書いてあるが、所沢市から環境省に対して何か確認をしたのかについて伺いたい。

三浦環境対策
課長

認識としましては今申し上げたとおり、確かに可能性として環境調査研修所のほうが選出といいますか、事例が行われる可能性は否定できないというところは認識しております。そういうことから、このメールの内容については、これ以上の問合せというのは特にしていないところであります。

花岡健太委員

市としては、議会の答弁などでも行政として合意がないと認めないというような立場をとられている。それは復興再生事業に関しても実証事業に関しても同じだと理解しているが、そういったとこの中でこの実証事業の終了していないというようなメール、これは市の考え方と反すると思うが、これに関して連絡を取らなかった理由を伺いたい。

三浦環境対策 課長	国の実証事業が終わっているか終わっていないかというの特には確認しております。というのは、これらロードマップや基本方針など策定され、その後ホームページ等で発表されていくことで環境省の発表内容を確認しているというところです。
花岡健太委員	環境省が作成した復興再生利用に係るガイドラインに関して、当市としては、住民合意が前提であるという姿勢を示している中で、このガイドラインに関してこの復興再生利用は、住民合意を前提としたものになってい るのか。
三浦環境対策 課長	ガイドラインにつきましては、いろいろなものがガイドラインの中に書かれしており、例えば再生資材化した除去土壤を覆土するときの覆土の厚さについては、地域の関係者と相談するとか、放射線濃度などをモニタリングしていくことについても、地元の方等と相談していくことなどが記載されていますので、全ての事項について合意が必要というような書き方ではないのですが、要所要所で住民の方などと相談していくのがよいというようなところが、留意事項として書かれております。
花岡健太委員	コミュニケーションが重要であると書かれているだけで合意が必要であるとは書かれていないところで、当市の考え方と異なっていると思う。

そういうところで市の考え方というのをちゃんと環境省に説明を行って
いたのか。

三浦環境対策
課長 復興再生事業の話が当市にまだ来ておりませんので、もし来た場合はそ
ういうことの手順についてなどお話しすることもあるらうかと思いますが、
現時点でこういった事業があるわけではないので、市ほうからご説明を
差し上げる状況にはないと認識しております。

花岡健太委員 今回の請願の理由のところに安全性に関しても研究がなされておるわ
けだが、ダブルスタンダードを指摘されているわけですね、原子炉等規制
法と特措法の中では、クリアランスの基準があって、特措法では8, 00
0ベクレルであるけれども原子炉等規制法が100ベクレルであるとい
うようなことが指摘されている。この特措法の8, 000ベクレルから原
子炉等規制法100ベクレルまで濃度が下がるには大体190年ぐらい
かかるというような資料があるところで、もし所沢市でこの公共事業が行
われた場合、この安全性の観点で、どのように除去土壌を管理していくの
か。

三浦環境対策
課長 復興再生利用のほうは、安全基準であったりというものが特措法の施行
規則やガイドラインとかで決まっておりますので、自治体や国がそういつ
たものに則ってやっていくということです。

花岡健太委員

例えば安全性の面で私もこのガイドラインを読ませていただいたが、復興再生利用のガイドラインの中には、電離放射線障害防止規則、つまり施行にあたって労働者が電離放射線を受けることが少なくするようになると定めたものだが、これを8,000ベクレルで対象外にするというふうに書かれている。そういうところで今までその原子炉等規制法で100ベクレルだったものが80倍も緩くなってしまっている。こうなってくると、所沢市で工事の施工に関しては労働者の健康が守れないと考えているが、その辺はどのように考えているのか。

三浦環境対策
課長

まず100ベクレルというのが原子炉規制等に基づいて、例えば医療機器など、全く制約のない自由な流通を認めるための基準であるというところで、8,000ベクレルというのはこういった規則とかガイドラインとか含めきちんと管理体制が明確となっている公共事業等に限定した管理下で施行していくといったところで、前提が異なっております。

その8,000ベクレル、1kg当たりですけれども、それがそもそも1年間で1ミリシーベルト以下の被曝量であるといったところの安全性から算出した値でございますので、基本的にはきちんと管理している場合においてはその労働者の安全性というのが担保される、というようにガイドライン等には記載されております。

花岡健太委員 今回の請願は、条例の制定を求める請願だが、もしこの条例をつくる場合、その根拠法であったりその効果であったりというのをどのように考えているのか。

三浦環境対策
課長 例えば条例をつくりたいと言ったときに、結論からいうと規制はかなり難しいのではないかといったところでございます。というのは、放射性物質汚染対処特措法第4条「地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。」とあること、それから、放射性物質汚染対処特措法施行規則では、既に再生資源化した除去土壌を適切な管理下で利用することの基準が制定されていること、地方自治法において地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することとあることなどを考えると、市はまず国の政策に協力する必要があるといったところがありまして、難しいという部分がございます。

あと、他の環境法令ができるのではないかといったところを示唆されたと思われたのですけれども、そういったところですと、その他所管する環境法令のうち放射性物質の対象になりうる法令として二つ挙げられて、大気汚染防止法と水質汚濁防止法があります。ただそちらについては国が常時監視するといった規定があるのみで、発生源に対する規制というのはないといったところなので、復興再生土に関する規制といったところの必要性とか妥当性というのを市単独で判断するのは極めて厳しい状況で

ございまして、現在としては放射性物質汚染対処特措法に市が則って対応していくというところであります。

島田一隆委員

今、花岡委員からいろいろと質疑あったんですが、ちょっと二つに分けて考えないといけないと思う。8,000ベクレルがどうだとかそういう話をされてるんですけど、その話をここで議論しても申し訳ないけど、ちょっと結論が出ない。要は、請願で求めてる内容というのが、持込みを規制してほしいという条例を制定して欲しいという話だと思う。

今の答弁の中でも、特措法第4条の中で国への協力の責務が明示されているとか、あと実際にその条例を仮に制定したとしても、いろいろな過程で国に持ち込まれたときに、罰則規定を設けるんですかとか条例制定する以上は国を相手取って訴えるのかとかそういう話にするのかとか全然その条例の中身というものが全く見えてこないわけですよ。それで既に市の執行部のほうも我々議会のほうも住民合意がない上での除染土の持込みについては持ち込まないでくださいという意思表示はしているし、機関意思決定もしているので、現状今の答弁でも特段国から持ち込まれるというお話はないという話をしてる中においては、ちょっと申し訳ないが、あまり時間をかけて議論してもしょうがないのかなと。

あと既に昨年も同じような内容で議論しているということを考えると、まずその中身じゃなくこの条例制定すること自体がなかなか一つの自治体としてはちょっと無理のあるのではないかということで、そこは

御判断いただきたいと思う。条例制定するかどうかという話なので、安全性の議論とは切り分けて議論してもらいたい。

山口浩美委員 昨年の6月にもこの除去土壤に関する請願審査を実施したと承知している。先ほどもいろいろなお話等もありましたが、昨年の審査以降に環境省から実証実験を実施するなど、通達は届いているのか、また状況変化があるのか、もう一度再度確認をさせてほしい。

三浦環境対策課長 令和6年6月以降に環境省のほうから復興再生利用に関する事業についてのお話は一切いただいておりません。

山口浩美委員 小野塚市長は以前、「皆さんにご理解いただけなければ進められないと環境省には伝える」とおっしゃり実証実験では慎重な姿勢であったと認識している。この市長の考えに変化があったのか、担当課が把握していることがあれば教えてほしい。

三浦環境対策課長 こちらについては定例会議のほうでも度々一般質問等で姿勢を問われておりますし、その度に引き続き市民の皆様の安心安全の確保がされて、市民の皆様の理解が得られることが大前提であるといったところに変わりはないといった認識でございます。

山口浩美委員

今もいろいろとお話をましたが、その中で国の法律との関係性について伺いたい。平成23年の国の特別措置法があるが、上位法との関係性について質問したい。仮に請願にあるような除去土壤持ち込みを規制する条例ができたと仮定して、国の法律との関係性はどうなつか再度確認をさせていただきたい。

三浦環境対策
課長

もし、その復興再生土の持込みを規制するといった条例ができた場合、やはり先ほど申し上げたとおり、放射性物質汚染対処特措法で国の放射性物質に関する汚染対処に対した国の施策への協力というものに反するといったところになりますので、法律の範囲を超てしまうと考えられる可能性が大いにあります。

花岡健太委員

その法律を超してしまうというのは、全く土壤の持込みを禁止するのか。何かしらの基準を設けるのかという観点でいうとどちらなのか。どちらだったら法律を超てしまうのか。

三浦環境対策
課長

断言はできませんけれども、持込みを全く禁止ということについては、国の施策に対立するものと考えられます。また今おっしゃったのは、例えば5,000ベクレルだったらよいのではないかとかそういう意味だと思うのですけれども、そういったこともまた、国の施策の反対の方向なので、それも極めて難しい可能性が大きいと思います。

花岡健太委員 当市としては住民合意がなければ認めないというような姿勢を示しているわけだが、この住民というのは、例えば国のガイドラインでは、利害関係者というような言葉が書かれているが、市としてはどういった対象を考えているのか。

三浦環境対策 課長 どこにどういった想定でというケースバイケースだと思います。ただ、一般的には利害といいますか、やはりそこに対して、ちょっとご不安を覚える方についてはやはり対象になってくる可能性はございます。

花岡健太委員 それは近隣住民ではなくても、例えばいろんな農業の関係者とかもいらっしゃると思うんですけれども、近隣住民に限定せずというようなことでよいか。

三浦環境対策 課長 例えば風評被害を心配される方もいらっしゃるでしょうからもしそういう方がいらっしゃればその方も対象になりうると考えられます。

【質疑終結】

休 憩（午前10時10分）

（説明員退室、休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時15分）

【意　見】

山口浩美委員

公明党を代表し、請願第2号「除去土壤持ち込みを規制する条例の制定を求める請願」について、反対の立場で意見を申し上げます。

まず、請願に込められた「市民の命と生活を守りたい」という思いについては、私たちも全く同じ認識であります。その観点は、議会として共有しなければならない大切な視点です。所沢市議会としても、令和5年3月には、住民理解が得られていない状況下での除去土壤再生利用実証事業は認めない旨の決議を行っており、その立場は今も変わっておりません。

しかし、今回の請願内容である「除去土壤持ち込みを規制する条例の制定」については、慎重に検討する必要があります。質疑を通じ、市としても除去土壤の受入れを想定しておらず、国の方針にも変更はないことが確認できました。

また、国が定めた放射性物質汚染対処特別措置法第4条、地方公共団体の責務、第6条、国民の責務により、放射性物質に関する取扱いは国の法体系に基づき整理され、自治体が独自に規制を設けることは、法体系との整合性を欠く可能性があると判断します。そのため、本請願は目的、問題意識には理解を示しつつも、提出された手法、条例制定については適当ではないと考え、反対の立場を表明いたします。

私たち公明党は、市民の不安に寄り添う政治を最も重視しております。

今回の請願を契機とし、引き続き所沢市には、国の動向の注視、透明性の

ある情報提供、市民理解の促進に努めていただくことを要望いたします。

以上、採択には反対いたします。

花岡健太委員

日本共産党所沢市議団を代表し、請願第2号「除去土壤持ち込みを規制する条例の制定を求める請願」について、賛成の立場で意見を申し上げます。

請願では所沢市域において除去土壤再生利用事業が行われる可能性について、言及しております。私もそのように認識しています。

例えば、2025年4月の23日には環境省から所沢市環境対策課宛てに「福島県外での除去土壤の再生利用実証事業が終了・断念したという事実はありません。」といった旨のメールが来ており、また「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するコードマップ」の復興再生利用の推進における「霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出」の分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等には、所沢市の市域内の施設も対象となっている事が、ただいまの質疑でも明らかになっております。

一番の問題点は「復興再生利用に係るガイドライン」において「復興再生利用を進めるためには、早い段階からの除染実施者と地域の関係者を含む関係機関等とのコミュニケーションが重要である。」とだけ書かれており、住民合意を前提としていない事であります。これは令和5年3月23日に議会が挙げた住民合意のない除去土壤再生利用実証事業は認めない

決議や、弥生町町会で投票者の85%以上の賛成により議決された実証実験に反対の決議にも反しており、所沢市民の民意に反すると考えております。請願には安全性の問題が指摘されております。

復興再生利用に係るガイドラインの施工時の留意事項に「施工や万一の災害時等の復旧に当たり、特別な防護措置を要することなく、通常の作業の範囲内で対応できる。」とされています。電離放射線障害防止規則は、事業者に対し労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努めなければならないと定めたものですが、それを対象外として原子炉等規制法のクリアランス基準と比べて、放射線防護を80倍もゆるくしています。

請願も書かれております粉じんの吸入に関する記述も積込み、積下ろしを行っている周辺で作業をする際にはマスクを装着するなど、施工時同様、粉塵防塵対策に留意するしかなく考慮が足りておりません。

よって安全面でも、住民合意の観点でも条例の制定が必要であると考え、本請願には賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

川辺 浩直 委員長

請願第2号については、挙手少數により、不採択とすべきものと決する。

休 憩 (午前10時23分)

(休憩中に協議会を開催)

再 開 (午前10時34分)

○その他

・ 観察 (所管事務調査) について

川辺 浩直 委員長 委員については、日程等の都合により調整が必要となることから、正副委員長にご一任いただくことでよろしいですか。

(委員了承)

また、観察の時期については、1月16日と1月30日で調整することによろしいですか。

(委員了承)

散 会 (午前10時35分)

建設環境常任委員会

令和7年12月5日(金)

開 会 午前 • 午後 9時 0分
散 会 午前 • 午後 10時35分
場 所 第6委員会室

委 員 長	川 辺 浩 直	✓
副 委 員 長	花 岡 健 太	✓
委 員	島 田 一 隆	✓
"	前 田 浩 昭	✓
"	山 口 浩 美	✓
"	中 毅 志	✓
"	大 舘 隆 行	✓
"	秋 田 孝	✓

議 長	粕 谷 不二夫	
-----	---------	--

説明員等出席表

【建設環境常任委員会】 令和7年12月5日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
環境クリーン部		部長	畠中 武
環境クリーン部		次長	大久保 千明
環境クリーン部	環境対策課	課長	三浦 直子
環境クリーン部	環境対策課	副主幹	中留 悠介
建設部		部長	肥沼 宏至
建設部		次長	吉田 進一
建設部	建設総務課	課長	山田 和弘
建設部	道路維持課	課長	村上 和雄
建設部	道路維持課	主幹	村松 宏之
建設部	建設総務課	主査	佐藤 克範
建設部	道路維持課	主査	石井 学

議会事務局			
部局	職名	氏名	
議会事務局	主査	山玉 和男	
議会事務局	主任	羽鳥 弘美	